

射水市多職種連携支援システムの利用に関する質問

問1 施設の登録を申請してからシステムを利用できるまでの日数は？

答1 施設の登録を行うには、射水市多職種連携支援システム利用申請書(様式1)とシステム利用者登録書(様式2)を市に提出いただきます。書類提出後、システムの利用を開始するまで、約1週間程度の日数がかかります。

問2 システムで情報共有を行うための本人同意をとるのは誰か？

答2 主治医またはケアマネジャーが相談の上、どちらかが本人(または家族)へシステムの利用について説明を行い、同意をとっていただきます。説明用チラシ及び同意書(様式4)を使用してください。

問3 本人の同意が得られた後、システム内で情報共有を開始するまでの日数は？

答3 主治医またはケアマネジャーが、システム利用開始届(様式5)を作成し、市に提出いただきます。内容を確認しだい、システム内に登録しますので約1~2日で情報共有を開始できます。

問4 システム内で既に情報共有されているグループの中に、支援者として追加で入る場合はどのような手続きが必要か？

答4 支援者が追加・変更になった場合は、主治医またはケアマネジャーが本人(または家族)にも説明し、システム利用開始届(様式5)裏面の変更申請を記入の上、市へ提出してください。

問5 システムの中で取り扱う個人情報の位置づけは？

答5 このシステムで扱う同意者の個人情報は、原本(カルテ等)の複製情報となり、参考情報として利用してください。書き込む内容は、各自が責任を持つこととします。市はシステム内の個人情報について管理し、次の場合には個人情報を開示することがあります。

- (1) 本人、法定代理人等から開示の請求があった場合
- (2) 法令等の規定により開示を求められた場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合等公益上の必要その他相当の理由があると認められる場合

問6 システム利用機器(パソコン及びモバイル端末)の推奨環境は？

答6 推奨環境の詳細について、別紙にまとめましたのでご確認ください。

問7 射水市の在宅療養者を支援する市外の施設が射水市多職種連携支援システムを利用することは可能か？

答7 システム利用規約をご確認いただき、同意いただける施設は、申請いただくことができます。